特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
30	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、産後ケア、養育医療に関する事務を行っている。 また、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業に関する事務を行っている。
③システムの名称	1. 健康管理システム（母子保健） 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項、別表70、127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　95.96.155の項 【情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42.48.71.80.95.112.125.155.161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　住所　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 電話　0969-23-1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部こども家庭課　住所　〒863-0034　熊本県天草市浄南町4番15号 電話　0969-22-0404　　mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市情報セキュリティ対策に関する規定第9条に規定される「情報セキュリティ実施手順書」に基づき、所管する情報システムに係る運用を実施している。また同第20上に規定される研修等が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成27年1月20日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．取扱者数	平成27年1月20日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成30年8月31日	2特定個人情報ファイル	(1)予防接種台帳ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)妊娠届に関する情報ファイル (2)宛名情報ファイル	事後	
平成30年8月31日	3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用の範囲) ・別表第一　　49項 2．母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)等	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項(利用の範囲) ・別表第一　　49項	事後	
平成30年8月31日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長　永野　尚美	課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康増進課 〒863－0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部健康増進課 〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （略）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （略）	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　　49項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表70項	事後	番号法の改正に伴う根拠となる法令条項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月18日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「養育医療の給付、養育医 療に要する費用の支給」（26、87の項）、「妊娠の届出」が含まれる項（56の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの」の項（70の項）（生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報：県知事）、（地方税関係情報、住民票関係情報：市町村長）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「養育医療の給付、養育医 療に要する費用の支給」（42、125、161の項）、「妊娠の届出」が含まれる項（48、80、71、112の項） （情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの」の項（96の項）（生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報：県知事）、（地方税関係情報、住民票関係情報：市町村長） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による事務であって第九十七条で定めるもの」の項（95の項）	事後	番号法の改正に伴う根拠となる法令条項の変更
令和6年11月18日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康増進課　〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部健康増進課　〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－22－0404 mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和6年11月18日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月18日	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月18日	Ⅰ関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和7年8月15日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部こども家庭課	事後	
令和7年8月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康増進課　〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部こども家庭課　〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－22－0404 mail:kokasen@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日　時点	令和7年8月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月1日　時点	令和7年8月1日　時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法による事務 主に妊娠届、母子健康手帳交付、訪問指導、健康教育及び養育医療に関して個人の記録を管理している。	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、産後ケア、養育医療に関する事務を行っている。 また、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業に関する事務を行っている。	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．健康管理システム（母子保健） 2．MICJET番号連携サーバー 3．中間サーバー	1．健康管理システム（母子保健） 2．MICJET番号連携サーバー 3．中間サーバー 4．サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報 2．特定個人情報ファイル名	（1）妊娠届に関する情報ファイル （2）宛名情報ファイル	母子保健情報ファイル	事後	
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表70項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項、別表70、127の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「養育医療の給付、養育医 療に要する費用の支給」（42、125、161の項）、「妊娠の届出」が含まれる項（48、80、71、112の項） （情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの」の項（96の項）（生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報：県知事）、（地方税関係情報、住民票関係情報：市町村長） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「母子保健法による事務であって第九十七条で定めるもの」の項（95の項）	【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　95.96.155の項 【情報の提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42.48.71.80.95.112.125.155.161の項	事後	
令和8年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和7年8月1日　時点	令和8年2月1日　時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年8月1日　時点	令和8年2月1日　時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	2）十分である	事後	
令和8年2月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の対策を講じている。 ・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和8年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和8年2月1日　時点	令和8年8月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和8年2月1日　時点	令和8年8月1日　時点	事後	